

## ○田原本町既存木造住宅耐震診断事業実施要綱

平成28年5月12日

告示第36号

改正 令和元年6月11日告示第51号

令和3年4月19日告示第33号

田原本町既存木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成18年7月田原本町告示第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 町長は、既存の木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、安全で災害に強い地域づくりを推進するため、既存木造住宅耐震診断事業（以下「耐震診断事業」という。）を実施するものとし、その実施に関しては、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断員 既存の木造住宅の耐震化の促進について町と協定を締結した団体の会員である建築士事務所等に所属する建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）であって、平成24年度以降に一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造耐震診断資格者講習又はこれと同等以上の講習を修了したものをいう。

(2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1建築物の耐震診断の指針の規定により国土交通大臣が認めた方法であって町長が別に定めるものにより、次条に規定する対象住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

（対象住宅）

第3条 耐震診断事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、田原本町の区域内にある建築物であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物

(2) 現に住宅の用に供している建築物

(3) 木造住宅（店舗その他これに類する用途を兼ねる場合にあっては、当該用途部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であるものに限る。）であって、延べ面積が250平方メートル以下で、かつ、地下を除く階数が2以下のもの

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱の規定による耐震診断事業が実施された建築物については、対象住宅としない。

（対象者）

第4条 耐震診断事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 対象住宅の所有者であること。

(2) 本人及びその世帯員全員が市町村税等を滞納していないこと。

(3) 本人及びその世帯員全員が田原本町暴力団排除条例（平成23年12月田原本町条例第21号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

2 この場合において、対象者は、対象住宅が、共有の建築物にあっては共有者全員の合意による代表者とし、賃貸住宅、借家等にあっては耐震診断の実施について当該賃貸借人全員の同意を得た者とする。

（耐震診断の戸数）

第5条 町長は、毎年度、予算の範囲内において耐震診断を行う戸数を定め、耐震診断事業を実施するものとする。

（申請手続）

第6条 耐震診断の実施を申請する者（以下「申請者」という。）は、田原本町既存木造住宅耐震診断申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 本人及びその世帯員全員が市町村税等を滞納していないことを証明する書類

(2) 対象住宅付近の見取図

(3) 対象住宅の所有者、建築時期及び床面積が確認できる書類

(4) 本人及びその世帯員全員の住民票の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（耐震診断の決定）

第7条 町長は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、耐震診

断の実施を決定し、申請者に対し、田原本町既存木造住宅耐震診断決定通知書を交付するものとする。この場合において、町長が耐震診断の実施について必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(耐震診断員の派遣等)

第8条 町長は、前条の規定により決定をした者（以下「事業決定者」という。）に対し、耐震診断員を派遣するものとする。

2 前項の規定により派遣された耐震診断員は、耐震診断を実施し、当該診断に係る耐震診断結果報告書を作成し、事業決定者に対し提出するとともに、診断結果について説明しなければならない。

3 前項の規定による提出及び説明を完了した耐震診断員は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 調査結果報告兼業務完了報告書（様式第2号）
  - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (中止の承認)

第9条 事業決定者は、当該耐震診断事業に係る耐震診断を中止しようとするときは、田原本町既存木造住宅耐震診断中止承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

(診断の費用)

第10条 耐震診断の実施に係る費用は、町が負担するものとする。

(診断決定の取消し)

第11条 町長は、事業決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、耐震診断の実施の決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により耐震診断の実施の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が不適切と認める事由が生じたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、耐震診断事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の田原本町既存木造住宅耐震診断事業実施要綱の規定により実施された耐震診断については、この要綱の規定により実施された耐震診断とみなす。

附 則 (令和元年6月11日告示第51号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の田原本町既存木造住宅耐震診断事業実施要綱様式第1号、様式第3号及び様式第4号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年4月19日告示第33号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の田原本町既存木造住宅耐震診断事業実施要綱様式第1号及び様式第3号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

田原本町長 様

申請者 ㊟

田原本町既存木造住宅耐震診断申請書

田原本町既存木造住宅耐震診断を受けたいので、田原本町既存木造住宅耐震診断事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

住宅の所在地	田原本町		
住宅の所有者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
住宅の構造等	構 造	・木造軸組構造	
	建 て 方	・一戸建て ・長屋建て ・共同建て	
	延べ面積	m <sup>2</sup>	
	階 数		
	用 途	・専用住宅 ・併用住宅	
		併用住宅の場合の用途	・店舗・事務所・工場・その他
同上住宅部分の面積		m <sup>2</sup>	
住宅の建築時期	年 月		

添付書類

- ① 本人及びその世帯員全員が市町村税等を滞納していないことを証明する書類
- ② 対象住宅付近の見取図
- ③ 対象住宅の所有者、建築時期及び床面積が確認できる書類
- ④ 本人及びその世帯員全員の住民票の写し

(裏)

私（申請者）及びその世帯員全員が田原本町暴力団排除条例（平成23年12月田原本町条例第21号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらのものと密接な関係を有する者でないことを誓約します。

申請者

住 所

氏 名

㊞

様式第2号（第8条関係）

## 調査結果報告兼業務完了報告書

田原本町長 様

年 月 日付けで委託契約を締結した田原本町既存木造住宅耐震診断業務について、下記の事業決定者の方に、作成した耐震診断報告書に関する内容の説明等を行いましたので報告します。

記

診断住宅の所有者（事業決定者）

: 住所

氏名

診断住宅の所在地 : 奈良県磯城郡田原本町

耐震診断員氏名

㊟

---

## 受領確認書

田原本町既存木造住宅耐震診断業務に際し、田原本町から派遣された耐震診断員から、下記の書類を受領し、併せて下記の内容に関する説明を受けたことを確認します。

### 【受領した書類等】

耐震診断報告書一式

### 【説明を受けた内容等】

耐震診断の結果

診断結果に応じた改修実施に向けたアドバイス

年 月 日

事業決定者氏名

㊟

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

田原本町長 様

申請者 ㊦

田原本町既存木造住宅耐震診断中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で決定を受けたことについて、田原本町既存木造住宅耐震診断事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり中止を承認されるよう申請します。

記

1 事業の決定通知を受けた住宅

所在地  
建物階数  
延べ床面積

2 中止の理由



様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第9条関係)